



JA 福島県青年連盟  
ポリシーブック 2014



～活気ある地域づくりのために～

1. 長期的な営農計画が立てられる農業政策について
2. 新規就農者および担い手確保について
3. 震災・原発事故復興対策について

# 1. 長期的視野に立った農業政策の確立について

## ○農業経営の現状

我々農業者は生産資材価格の高騰や農産物価格の低迷が続くなかで、より一層の低コスト生産に取り組むと同時に、JA直売所向け農産物の導入や加工品開発に着手するなどして農業所得を確保している。また、将来にわたって産地を維持するべく農業の仲間づくりを組織一丸となって取り組んでいる。

一方、県内の一部の地域では、震災の影響によって生産基盤が失われ農業経営の再開に目途がたっていない盟友が少なくない。また、安全な農産物を提供するという我々の使命を根幹から覆す結果となっている放射能の問題については、国によって徐々に農地等の除染や出口対策としての放射能検査体制が構築されつつあるものの、いまだに販売面では厳しい評価を受けている。

## ○行政への要望

### (1) 再生産が可能な農業政策の実現

#### ①農業政策の理解促進

農家は増税・肥料高騰があっても価格に転嫁することができない。それを補う経営安定所得制度には、一定の評価をしてきた。それが今後、削減・廃止に向かうにあたり、農業者が生産意欲をもてる政策が必要である。それは、「バラマキ政策」との批判があった今までの政策ではなく、農業者も消費者も広く国民が納得し得る政策でなければならない。そのために、農業が単に経済性を追求する産業ではなく、様々な多面的機能を持ち得る産業であることを広く国民に啓発・理解してもらうことを同時に行う必要がある。

#### ②新たな水田農業政策

今年度米価の大幅な下落となった。

※経営安定対策の実施

※より具体的な農業者支援策（借入条件緩和、設備取得支援など）

※意欲をもって再生産できる体制整備

「日本型直接支払制度」の法令化を望むまた、いよくある地域・組織が活用できるよう申請の簡略化など弾力的運用を望む。

#### 米生産費（東北）

物財費	81,786 円
労働費	33,571 円
費用合計	115,357 円

農林水産省農産物生産費統計より。

数値は平成24年度 米の作付規模別生産費10a当たり（2.0～3.0ha規模）。

### ③畜産関

### ③食料自給率向上

食料自給率向上はすでに国民的合意形成を得られている。政府は目標を50%としているが昨今、目標の下方修正の動きがある。これは断じて許されず、目標を後退させることなく達成に向けた具体的政策を展開すべきである。

### ④「人・農地プラン」

現在進められている「人・農地プラン」は、担い手経営体の明確化と育成、多様な担い手の役割発揮、更に、農地集積の推進と新規就農の拡大に向け、国をあげて取り組もうとするものである。しかし、現場にあっては、その中身も含め、まだまだ周知徹底されていない。農家の高齢化が進む中、担い手を確保し、農地を守り、次世代に農業を継承していく必要があることは我々も同意見である。国は地方行政、「地域営農ビジョン」を推進するJAと一体となり、より現場の状況にあった事業を展開し、専業・兼業農家が共に営農ができる環境整備をすべきである。

## (3) TPPについて

TPPは例外なき関税撤廃により、我が国の農林水産業に取り返しのつかない深刻な打撃を与えかねない。また、食の安全・安心、医療、保険、政府調達、ISD条項等、国民生活や地域経済に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題も含んでいる。

しかしながら、政府は、機密保持契約を理由に交渉でどのような主張をしているのかすら国民に明らかにしていない。国民の理解や支持を得ることなく、市場原理のみを押し通すTPP参加については断固として反対である。

更に福島県は、未だ震災・原発事故からの復旧・復興が進まず、風評被害も払拭されず、厳しい現実と戦っている。TPPへの参加は、復興・再生を目指そうとしている福島県民の意欲を阻害するものである。

政府が最優先に取り組むべきことは、拙速にTPP参加を目指すことではなく、被災地の窮状を認識し、被災者の切なる声に耳を傾け、「復旧・復興」に全力を挙げて取り組むことである。政府は、国会決議を遵守し「脱退も辞さない」不退転の覚悟をもって交渉に臨まなければならない。

## 2. 新規就農者および担い手確保について

### 〈現場の現状〉

- ・慢性的後継者不足・担い手不足が続いている。さらに被災したことにより県外への移住や廃業を余儀なくされた農業者が多く出てきている。
- ・一方で一部地域では新規就農者（Uターン、Iターン者も含む）が出てきてはいるものの、生産技術・農地取得・資金調達等課題がある。

### 〈青年組織・盟友がやること〉

- ・農業短大生など就農意欲のある若者の研修を積極的に受け入れ農業者の育成に努める。
- ・魅力ある農業スタイルを発信していく。
- ・意見交換の場として、我々盟友が先頭に立って、交流の機会を設ける。

### 〈行政への要請〉

#### （1）新規就農者育成支援について

##### ①「青年就農給付金事業」の弾力的運用

新規就農者の確保・育成事業の「青年就農給付金事業（準備型）」は、先進農家等で研修を受ける際の給付金があり、技術習得の大きな力となっている。

しかし一方で、自分が取り組みたい経営の先進農家が地域に存在しない、あるいは、親元就農し給付事業が受けられない新規就農者が存在する等の問題がある。そのため新たな作物導入を検討している者には県農業短期大学校での研修を活用する、親元就農についても給付を認める等、現行規程の見直し、もしくは弾力的運用をしていただきたい。

##### ②助成事業の周知徹底

現在も様々な助成事業があると思われるが、現場の担い手まで伝わってきていないものが多い。また、条件面での規制（法人ではなく個人だと適用されない等）が厳しい。国と地方行政とが連携し、情報の周知徹底と支援制度の拡大を図っていただきたい。

#### （2）生産技術支援について

営農の継続には、技術が伴わなくてはならない。そのため、JA・普及所、県農業短期大学校等を活用した技術指導が必要である。また、農業者の圃場はそれぞれ立地環境等に違いがあるため、現場に適合した細やかな指導をしていただきたい。

#### （3）6次産業化および有機農業の振興について

##### ①6次産業化の促進

生産から加工・販売まで一貫して手掛けることで付加価値を高め、所得向上を目指す、6次産業化に興味を持つ者は多い。今後、更なる展開に向け、情報提供・支援の拡充を望む。

## ②有機農業への支援

県内においても多くの農業者が有機農業に取り組んでいる。それは環境保全・生物多様性の観点からも大きな意味があると考えられる。しかし、その生産性の問題や震災・原発事故以降の風評被害により経済的に厳しい状況下にある。

「有機農業推進法」を制定した国は、強化をすすめるため、地方行政と一体となり、結城農業を営む農業者に技術的指導の強化と福島県農産物の安全性の啓発活動および「環境保全型農業直接支払」制度における結城農業への助成の上乗せをはかるべきである。

## (4) 福島県内における農業系大学の設置

これからの福島県農業を担う若い農業者の育成には、教育が必要である。しかし、福島県には県農業短期大学校が存在するのみである。4年制大学の中に農業を専門的に学べる学科の設置をし、人材育成を図っていただきたい。

### 3. 震災・原発事故復興対策について

#### (現場の現状)

東日本大震災・東京電力福島第1原子力発電所事故から3年が経過しようとしている。しかし、原発事故の収束には程遠く、多くの人々、そして我々の盟友も今なお避難を余儀なくされており、また、営農再開へ向けての基盤づくりも遅々として進んでいない。

農産物に関しては、モニタリング調査を行い安全性が確認されているにも関わらず風評被害により販売状況は低迷している。

我々は「食」を消費者に安全・確実に提供し、農業を基軸に地域を発展させ、次世代を担う子ども達に「豊かな自然、安心できる食、農業の喜び」を継承していく必要がある。

環境整備と福島の地域性を考慮し、それぞれの実情に合った復興対策が必要と考える。

#### 〈青年組織・盟友がやること〉

- ・風評被害を払拭するための街宣活動や物産市の開催等を県外に向けてのみならず、県内での活動をより活性化する。震災・原発事故を風化させないために、今後もPR活動を強化・継続することが必要となってくる。
- ・県内単組同士での交流企画や意見集約を促し、県内全体の士気を高める。

#### (行政への要請)

##### (1) 相双地区の農業復興支援対策について

###### ① 農地等再生基盤の復旧

農地等の再生基盤の復旧については、相双地区農業復興の前提である。農業従事者が高齢化し、担い手不足が懸念される今日において、生産基盤の復旧遅延問題は、離農者の加速化につながると想定されるので、圃場整備事業、除塩・除染事業を各行政が連携し、早急に進めて完了していただきたい。

###### ② JAそうま管内の米作付への対応

南相馬市では、水稻の実証栽培・試験栽培を実施し、ようやく次年度作付に取り組む体制が整備されてきた。しかし、飯館村をはじめ、未だ作付ができない地域が多数ある。これら地域における実証栽培の拡大を図り、加えて、放射性物質の農作物等への移行を防止、雑草・病害虫に関する技術指導と普及にも取り組みをしていただきたい。

###### ③ 旧警戒区域に係る被災農家経営再開支援事業の継続的な取り組みについて

平成23年9月以降、南相馬市、相馬市、新地町は23の復興組合を設立し、津波被害を受けた農地の復旧作業を行ってきたが、農地の復旧が遅れ

ている状態である。今後、瓦礫の撤去、水路等の簡易な補修、除草作業等が、長期化されることが予想される。被災農家の雇用を確保する観点からも、継続的な予算措置をするようにしていただきたい。

## (2) 農産物検査態勢の構築・周知と風評被害への対応について

### ①農産物検査態勢について

現在、福島県では米の全量・全袋検査など、世界に類を見ない検査体制を敷いている。しかし、放射能汚染問題が福島県に限った問題ではないと認識するならば、本来は国が責任を持って行うことである。国は一元管理のもと体系立てた検査態勢を構築すべきであり、そのための法令を整備すべきである。

放射能の汚染調査、検査態勢、吸収抑制対策、除染対策など「食と農」の「安全・安心」態勢構築のため、関係各省庁が円滑に業務を推進するため、復興庁が中心となる態勢整備が必要と考える。

### ②風評被害への対応について

福島県産農畜産物に対する風評被害は続いている。これは、国が示す放射能に関する情報が消費者に正確・十分に伝わっていないためである。国は責任を持って全国民が正しい知識と情報が得られる体制の整備、実施をしていただきたい。

### ③損害賠償等について

原子力発電所事故に起因する全ての損害に対しての賠償については、原子力政策が国策として進められた経過を鑑みれば、国が最終的には賠償の責任を持つことを明確化していただきたい。

## (3) エネルギー政策について

### ①再可能エネルギー事業の促進

現在「太陽光」「風力」等、再生可能エネルギーへの取組推進が議論されている。更に、我が県にあっては、非食料米を使った「バイオマス」や農業用水路を活用した「小水力発電」が重要視されると考える。これらに向けた調査・研究・開発の充実、及び、施設の設置を求める。また、「小水力発電」は中山間地域の振興にもつながると考えるが、河川法で水利権の許可が必要となる。この手続きの簡素化も求める。昨年からの再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まったことで、広い福島県の地域の実情に合ったエネルギー生産は、地域の復興に働くと考えるが故、検討・実施を求める。

### ②福島県内における原子力発電所全廃について

原発事故以降の本県の状況をみれば、農業と原発の共存はありえない。



土地を奪われ廃業した多くの農業者、また、故郷に帰れず仮設住宅で不自由な生活を強いられている福島県の惨状を繰り返さないためにも、国はエネルギー政策を見直し脱原発の方向性をさし示すべきである。少なくとも県内における福島第1・第2原子力発電所を廃炉にすべきである。これは福島県民全ての思いと考える。

平成26年12月作成